

鹿野町鹿野財産区議会について

経過と課題

鹿野町鹿野財産区は、昭和30年7月1日、鹿野町、勝谷村、小鷲河村が合併し鹿野町が設置された際に設立された。(管理機関として鹿野財産区管理会設立)

平成16年11月の市町村合併を前に運営方法を管理会から議会制へ変更し、保有する山林等の管理を行っている。

- ・現在鳥取市には55の財産区があるが、唯一鹿野町だけが独自に議会制を取っている。

【概要】

区域面積	228ha (地目は山林、保安林)
予算規模	3,000千円 (令和3年度実績)
基金	5,606千円 (令和4年5月末現在)
議員定数	9名 (任期4年) 令和6年8月31日まで
議員報酬	議長 30,000円
(年間)	副議長 6,500円
	議員 6,500円

- ・木材価格の低迷のため自主財源が乏しく、事業がない場合、基金も年々減少している。
- ・令和2年12月公職選挙法の改正に伴い、鹿野財産区議会議員選挙に係る供託金制度が導入され、次回選挙(令和6年予定)から立候補するにあたり15万円の供託金が必要となる。

こうした背景を受け、令和2年10月から今後の鹿野財産区の在り方について協議を行ってきた。

令和4年10月鹿野財産区管理協議会において「鹿野財産区議会を廃止し、管理会へ移行する」という方向性が決定された。

今後の予定(案)

令和4年12月7日	対象集落の自治会長を対象に説明会の開催
令和5年3月	鹿野財産区議会として議会廃止・管理会設置の方針を正式に決定
令和5年度	条例改正等の諸手続き
令和6年4月	鹿野財産区管理会へ移行

財産区運営方法に係る比較表

区 分	財産区議会	財産区管理会
定 数	定数：9名	定数：7名以内
選出方法 費 用	<p>当該財産区の区域内に住所を有する満25歳以上の者の中から、選挙により選出する。</p> <p>* 実態は町内会からの推薦により選出</p> <p>* 無投票の場合でも、選挙執行負担金（55,000円程度）を市選管へ支払う必要がある。</p>	<p>当該財産区の区域内に住所を有する者で、鳥取市義会の選挙権を有する者のうちから、市長が選任する。</p> <p>* 管理委員の選出方法については、財産区において定める。</p> <p>* 費用は発生しない。</p>
供託金	<p>事前に15万円を供託した上で、立候補の届け出が必要になる。</p> <p>* 従来から無投票当選で選出してきたため、選挙後に返還される。</p>	なし
会 議	原則年2回	必要に応じて管理会を開催する。
権限等	財産の処分、管理運営、財産区の予算及び決算など財産区に関する事項を 議決 する権限を有する。	財産の処分、管理運営、財産区の予算及び決算などは管理会の 同意 を得て、鳥取市議会が決議する。